

合理的配慮提供までの流れ

- 内容により、配慮申請から支援開始までに 1~2 か月程度の期間を要する場合があります。シラバス等を確認し、何らかの困難が想定される場合は早めにご相談ください。
- 合理的配慮は年度単位での申請となります。

①相談

障がいや病気により授業や学生生活で困りごとがあれば、まずは支援室窓口にご相談してください。

②面談

支援室との面談を通して、修学上の困りごとや希望する配慮内容を整理します。

③配慮申請

面談を踏まえ、下記書類を作成し、支援室窓口へ提出してください。

- ・ [授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（記入例）](#)
- ・ [合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧](#)
- ・ 根拠資料（[主治医意見書\[本学指定様式\]](#)、診断書、障害者手帳 等）

※ 追加で書類の提出を求める場合があります。

④検討

提出書類等をもとに学内関連部署にて配慮内容を検討します。

必要に応じて、改めて面談を行うことがあります。

⑤配慮内容決定、支援開始

配慮内容が決まったら、学生・保証人・関係教職員へ周知し、支援が開始されます。

⑥配慮内容見直し

半期ごとに学生本人と関係教職員にヒアリングを行い、配慮内容の見直しを行います。

障がいの状況や希望する配慮等に変更がある場合は、改めて書類の提出を求める場合があります。

合理的配慮の例

- ・ 授業や試験の座席配慮
- ・ 授業欠席時に学習の遅れを防ぐために、講義動画を公開
- ・ 耳栓・イヤホン・帽子等の着用許可

以下の事項に該当する場合は、合理的配慮と認められない可能性が高いです。

- ・ 教育目的の本質に関わる部分の変更・緩和となるもの（グループワークや実習の免除、進級要件や評価基準の緩和等）
- ・ 他の学生の学修機会が著しく損なわれる可能性があるもの
- ・ 人員、体制、費用等の面から大学にとって過重な負担となるもの